第四十条の七の二第六項中「同項第一号中「」の下に「が当該特例農地等」とあるのは「又は次条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けを行つた農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部（以下この号において「特定貸付農地等」という。）を当該特定貸付けに基づき借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体が当該借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体から借り受けた者）が当該特例農地等」と、「」を加え、「同項に規定する特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この号において「特定貸付農地等」という。）」を「特定貸付農地等」に改め、同条第七項中「地上権等」を「地上権等の設定」に改める。

第四十条の七の四第三項中「に、それぞれ読み替えるもの」を削り、同条第十七項第一号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

第四十条の八の二第三項中「に、それぞれ読み替えるもの」を削り、同条第四十二項第一号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

第四十条の八の四第十一項第一号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

第四十条の十九第五項第一号中「知的障害者福祉法」の下に「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加える。

第四十二条の六第二項中「、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特定事業再編計画」に改める。

第四十三条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第八十二条の二第一項に規定する特に輸送能力の高いものとして政令で定めるものは、総トン数が一万トン以上の同項に規定する国際船舶とする。

3　法第八十二条の二第一項に規定する航行の安全が確保されているものとして政令で定めるものは、出港の制限を受けたことのないものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する同項に規定する特定国際船舶（次項において「特定国際船舶」という。）とする。

4　国土交通大臣は、前項の規定により特定国際船舶を指定したときは、これを告示する。

第四十六条第二項中「物品（同項第二号）」に改める。

第四十六条の十二第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、同条第四項中「（個人番号及び法人番号を除く。）」を削る。

第四十六条の二十五第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十六条の二十七第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条の九第一号、第四十八条の三第一号並びに第四十八条の五第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

第五十条の二第十一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）」を削る。

第五十条の四第一項中「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「指定するもの」の下に「及び第四号に掲げる路線」を加え、同項第一号中「路線」の下に「（第四号に掲げる路線に該当するものを除く。）」を加え、同項第三号中「前二号」の下に「及び次号」を加え、「及び当該離島と東京国際空港、大阪国際空港又は関西国際空港との間の路線」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　当該離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線

第五十二条中「第九十一条の二」を「第九十一条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の四項を加える。

2　法第九十一条の二第二項に規定する政令で定める生徒又は学生等は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第三項の認定を受ける者と同程度の経済的理由により修学に困難があるもの（次項第一号において「生徒等」という。）とする。

3　法第九十一条の二第二項に規定する政令で定める資金の貸付けは、次の各号のいずれにも該当するものであることにつき文部科学大臣の確認を受けたものとする。

一　生徒等に対して無利息で行われる学資としての資金の貸付けであること。

二　特定の法人等（法人その他の団体又は個人をいう。）の従業者の親族のみを対象とする貸付けその他当該従業者の福利厚生のための貸付けと認められるものでないこと。

三　貸主（当該貸主が実施する学資としての資金の貸付けに係る事業を委託した者を含む。）への就職を条件とする貸付けその他卒業後に当該貸主に直接的な利益をもたらす条件を付したものでないこと。

4　文部科学大臣は、前項の確認をする場合には、当該確認に三年以内の期限を付して、その確認を受ける者に書面で通知しなければならない。

5　第三項の確認を受けた者は、当該確認に付された期限の翌日から七年間、前項の書面をその主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

第五十五条中「第十九条の七第三項」を「第十九条の六第三項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「おいて」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第三項中「農業生産法人（」とあるのは「農地所有適格法人（」と、「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」と、「当該農業生産法人に」とあるのは「同条第一項に規定する旧農業生産法人（第九項第三号において「旧農業生産法人」という。）に」と、「農業生産法人の」とあるのは「農地所有適格法人の」と、同条第四項中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、同条第八項中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」と、同条第九項中「農業生産法人は」とあるのは「農地所有適格法人は」と、「農業生産法人に対し農地等を出資した」とあるのは「農地所有適格法人に対し農地等を出資している」と、同項第一号中「農業生産法人に農地等を出資した」とあるのは「農地所有適格法人に対し農地等を出資している」と、同項第二号中「農業生産法人が」とあるのは「農地所有適格法人が」と、「農業生産法人に農地等を出資した」とあるのは「農地所有適格法人に対し農地等を出資している」と、同項第三号中「農業生産法人が」とあるのは「農地所有適格法人が」と、「農業生産法人に」とあるのは「旧農業生産法人に」と、同項第四号及び第五号中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」とする」に改め、同条第二項中「おいて」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、同項第五号中「五十万円」とあるのは「百万円を超え、かつ、その延納の期間が三月」とする」に改める。

第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第三項中「すべて」を「全て」に、「。第十二項」を「。以下この項及び第十二項」に、「とする。」を「とし、改正法附則第三十六条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する政令で定める農地所有適格法人は、第一号中「農業生産法人」とあるのを「農地所有適格法人」と、第二号中「農業生産法人」とあるのを「農地所有適格法人」と、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法」とあるのを「農地法」と、「第二条第三項第二号ニ」とあるのを「第二条第三項第二号ホ」と読み替えた場合における当該要件の全てに該当する同条第四項に規定する農地所有